平成１８年（排）第１８号

排　除　命　令　書

大阪市北区梅田一丁目２番２号
株式会社オーエムエムジー
同代表者　代表取締役　大　内　邦　春

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　株式会社オーエムエムジーは，会員制度による異性会員の情報提供及び紹介等のサービスの会員募集に関し，一般消費者の誤認を排除するために，平成１７年４月ころ以降，一般日刊紙に掲載した広告及び雑誌に掲載した広告において行っている，あたかも，当該サービスを通じて平成元年から平成１６年までの間に成婚した会員の数が１３３，０７６人又は１３万人であるかのように示した表示は，会員との結婚又は婚約を理由に退会した会員６５，２３８人に加え，会員外の者との結婚又は婚約を理由に退会した会員を含めることにより，当該サービスを通じて平成元年から平成１６年までの間に成婚した会員の数を誇大に表示しているものであり，かかる表示は，当該サービスの内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

２　株式会社オーエムエムジーは，今後，会員制度による異性会員の情報提供及び紹介等のサービスの会員募集に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ，これを自社の役員及び従業員に周知徹底させなければならない。

3　株式会社オーエムエムジーは，今後，会員制度による異性会員の情報提供及び紹介等のサービスの会員募集に関し，第１項の表示と同様の表示を行うことにより，当該サービスの内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

4　株式会社オーエムエムジーは，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　株式会社オーエムエムジー（以下「オーエムエムジー」という。）は，肩書地に本店を置き，結婚相談業を営む事業者であり，結婚を希望する者を対象として会員制度により異性会員の情報提供及び紹介等のサービス（以下「結婚相手紹介サービス」という。）を提供している。

2(1) 結婚相手紹介サービスを提供する事業者の中には，その会員募集に際し，自らのサービスを通じて成婚した者の数を，自らの結婚相手紹介サービスにおける実績として，新聞広告，雑誌広告等に表示している者があり，これらの事業者が示す成婚者の数は，一般に，結婚を希望する者が事業者を選定する際の重要な判断要素になっている。

(2) オーエムエムジーは，自らの結婚相手紹介サービスを「オーネット」と，自らの結婚相手紹介サービスの会員を「オーネット会員」とそれぞれ称し，年間を通じ，新聞広告，雑誌広告等において，自らのサービスの提供を受けた成婚者の数を記載した上で，会員募集に関する表示を行っている。

(3) オーエムエムジーの提供する結婚相手紹介サービスは，会員同士の結婚又は婚約につながることを目的とするサービスであって，会員外の者との結婚又は婚約につながるサービスを提供するものではなく，会員外の者との結婚又は婚約を理由に退会した会員は，当該サービスを通じて成婚したものとはいえない。

3　オーエムエムジーは，結婚相手紹介サービスの会員募集に関し

(1)ア　平成１７年４月ころから同年１０月ころまでの間，一般日刊紙に掲載した広告（別添写し１）において，「あなたと結婚したい人がいます。」，「１３万人ものしあわせの声は、オーネットが選ばれる理由です。」，「オーネットで成婚された方は延べ１３３，０７６人。※1」，「ここで生まれたいくつものしあわせと、業界Ｎｏ．１※2の会員数は、あなたへ語ることのできる

信頼の証です。」と記載するとともに，「※１：オーネット会員の成婚退会者数（１９８９年～２００４年／会員外成婚者含む）」等と

イ　平成１７年１１月ころ以降，一般日刊紙に掲載した広告（別添写し２）において，「あなたと結婚したい人がいます。」，「オーネットだから出逢えた。そんなサービスがあります。」，「◎ハートフルサポート　担当のアドバイザーや専門のカウンセラーのサポートにより、延べ１３万人※2もの方がご成婚されています。」と記載するとともに，「※２：オーネット会員の成婚退会者数（１９８９年～２００４年／会員外成婚者含む）」等と

(2)ア　平成１７年４月ころから同年１０月ころまでの間，雑誌に掲載した広告（別添写し３）において，「あなたと結婚したい人がいます。」，「１３万人ものしあわせの声は、オーネットが選ばれる理由です。」，「成婚者数１３３，０７６人※1」，「ひとり一人の真剣な思いをつないで、たくさんのしあわせが生まれました。これは、私たちがあなたへ語ることのできる信頼の証です。」と記載するとともに，「※１：オーネット会員の成婚退会者数（１９８９年～２００４年／会員外成婚者含む）」等と

イ　平成１７年１１月ころ以降，雑誌に掲載した広告（別添写し４）において，「あなたと結婚したい人がいます。」，「オーネットだから出逢えた。そんなサービスがあります。」，「◎ハートフルサポート　担当のアドバイザーや専門のカウンセラーのサポートにより、延べ１３万人※2もの方がご成婚されています。」と記載するとともに，「※２：オーネット会員の成婚退会者数（１９８９年～２００４年／会員外成婚者含む）」等と

それぞれ記載することにより，あたかも，オーエムエムジーの提供する結婚相手紹介サービスを通じて平成元年から平成１６年までの間に成婚した会員の数が１３３，０７６人又は１３万人であるかのように表示しているが，前記２(3)のとおり当該サービスを通じて成婚した会員といえるのは，会員との結婚又は婚約を理由に退会した会員であるところ，実際には，当該１３３，０７６人又は１３万人は，会員との結婚又は婚約を理由に退会した会員６５，２３８人に，会員外の者との結婚又は婚約を理由に退会した会員６７，８３８人を加えていたものであって，これにより，当該サービスを通じて成婚した会員の数を誇大に表示しているものである。

なお，オーエムエムジーは，上記広告に記載した成婚者の数に関し，「会員外成婚者含む」と付記しているが，この記載では，一般消費者が当該成婚者の数として記載のある１３３，０７６人又は１３万人に会員外の者との結婚又は婚約を

理由に退会した会員が６７，８３８人も含まれていることを認識するのは困難である。

法　令　の　適　用

上記事実によれば，オーエムエムジーは，結婚相手紹介サービスの内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしているものであって，かかる行為は，景品表示法第４条第１項第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１８年５月１９日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　柴　田　愛　子

委　員　三　谷　　紘

委　員　山　田　昭　雄

委　員　濱　崎　恭　生